

(案)

学校における働き方改革取組計画 〈令和2年3月改定版〉

～教職員が健康でいきいきと働くことができ、

子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために～

I 改定の趣旨

- 教育委員会では、平成30年3月に「学校における働き方改革取組計画」を策定し、平成30年度から令和2年度の計画期間で取組を進めている。
- 平成31年1月に中央教育審議会の答申と文部科学省からの勤務時間の上限に関するガイドラインが示されたこと、および、令和元年12月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、現行計画の期間内ではあるが、学校における働き方改革の加速化に向け、計画の改定を行うもの。

II 成果と課題

成果

- ◆ スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置は勤務時間の削減効果があった。
- ◆ 月80時間を超える超過勤務を行う教員が、すべての校種において減少した。

課題

- 依然として過労死ラインを超える長時間労働の実態がある。
- 月45時間を超える超勤を行った割合は令和2年度の目標数値の達成は困難な状況にある。
- 若い年代ほど長時間労働の割合が高く、授業準備や部活動指導の負担軽減に取り組む必要がある。
- 副校長・教頭の長時間労働の割合が非常に高く、教育委員会からの調査報告など事務仕事の負担軽減に取り組む必要がある。

III 目指す姿

教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保することで、
教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育む。

IV 計画期間

令和2年度～令和4年度 までの3年間とします

V 目標

超過勤務 月45時間以内（年間360時間以内）を目指します
超過勤務 月80時間を超える教員を0人にします

年次有給休暇の取得
を促進します

国の指針において、正規の勤務時間を超える在校等時間に上限が設定されたことを踏まえて、改定後の目標を上記のとおりとします。

1人当たり年間平均取得日数
14日以上

VI 方針の柱と主な取組

柱1. 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

- スクール・サポート・スタッフの配置支援（継続）
- 統合型校務支援システムの導入（新規・重点）
- 調査文書や会議等に関する業務負担の軽減（継続・重点）
- 学校への依頼(作文・絵画コンクール等)について募集団体に要請（新規・重点）
- 学校業務・行事の廃止・精選事例の共有（新規・重点）
- 小学校専科指導に必要な教員の配置（継続）
- 講師志願書の電子化による人材確保と任用の効率化（新規）
- Web会議の推進（新規・重点）

柱2. 部活動における教員の負担軽減

- 部活動指導員の配置（継続）
- 部活動指導員人材バンク制度の構築（新規）
- 部活動のあり方検討会議の設置（新規・重点）

VII 重点項目

重点項目1 ICTの活用による教員の負担軽減

- 統合型校務支援システムの導入による負担軽減
 - ・ 全県立学校向けに統合型校務支援システムを導入します。
 - ・ 市町教育委員会との連携について検討します。
- システムの活用による勤務時間管理の効率化
 - ・ 県立学校管理職の勤務時間管理の負担を軽減します。
 - ・ 超過勤務の状況を随時把握することにより、長時間労働の未然防止に努めます。
- Web会議による負担軽減
 - ・ Web会議を推進し、移動時間の無駄をなくします。

VIII 推進体制

数値目標や取組項目を通じ、PDCAサイクルにより状況把握や見直しを行いながら、取組を推進します。

柱3. 専門性を持った多様な人材の活用

- SC・SSWの配置（継続）
- 弁護士による学校サポートの充実（継続）

柱4. 家庭や地域の力を活かす取組

- コミュニティ・スクールの推進（継続）
- 地域学校協働活動推進員の配置の促進（継続）

柱5. 教職員の健康づくりと勤務時間管理

- システムの活用による勤務時間管理（新規・重点）
- すべての県立学校に留守番電話（メッセージ機能）を設置（新規）
- 「学校閉庁日」の実施（継続）

重点項目2 業務のスクラップ・外部への働きかけ

- 調査文書や会議等に関する業務負担の軽減
 - ・ 調査、訪問、会議にはルールを設定します。
 - ・ 会議や行事の削減目標を具体的に設定します。
 - ・ 法定の調査は国に働きかけを行います。
- 学校への依頼(作文・絵画コンクール等)について募集団体に要請
 - ・ 子ども・家庭向け周知等の依頼の精選、学校に児童生徒への配布物を送付する際は40部ごとに仕切りを入れるなどの協力を募集団体に要請します。
- 学校業務・行事の廃止・精選事例の共有
 - ・ 他校の取組事例を県内で共有します。
- 部活動のあり方検討会議の設置
 - ・ 中体連や高体連とともに活動の効率的・効果的な実施や長期休業中の活動について検討します。

IX 取組の公表

取組計画に基づく状況や目標に対する実績等を年1回公表します。

目次

はじめに	3
I. 目標数値の状況とこれまでの取組	4
1. 県立学校における超過勤務の状況	4
2. 市町立小中学校における超過勤務の状況	5
3. 年次有給休暇の取得状況	6
4. 働き方改革の主な取組	6
【県教育委員会の取組】	6
① スクール・サポート・スタッフの配置	6
② 部活動指導員の配置	7
③ 長期休業期間中における学校閉庁日の設定	7
④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置	8
【市町教育委員会の取組】（★は県教育委員会でも実施、外数）	8
5. 働き方改革に関する意識調査の状況	9
■ 年代別の超過勤務の状況（主幹教諭・教諭・講師）	10
■ 職名別の超過勤務の状況	11
II. 成果と課題	12
○ 成果	12
○ 課題	12
III. 目指す姿	12
IV. 計画期間	13
V. 目標	13
VI. 方針の柱と主な取組	14
柱1 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実	14
柱2 部活動における教員の負担軽減	14
柱3 専門性を持った多様な人材の活用	15
柱4 家庭や地域の力を活かす取組	15
柱5 教職員の健康づくりと勤務時間管理	15

VII.重点項目	16
VIII.推進体制	16
IX.取組の公表	16
〔取組計画一覧表〕	17
(取組の全体像)	18
柱1 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実.....	19
柱2 部活動における教員の負担軽減	21
柱3 専門性を持った多様な人材の活用.....	22
柱4 家庭や地域の力を学校に生かす取組.....	23
柱5 教職員の健康づくりと勤務時間管理	23
働き方に対する意識改革	25

はじめに

- 滋賀県教育委員会では平成 30 年 1 月に策定した「学校における働き方改革取組方針」（以下「方針」という。）に掲げる「目指す学校の姿」を実現するため、平成 30 年 3 月に「学校における働き方改革取組計画」（以下「当初計画」という。）を策定し、当初計画に基づき、教員の長時間労働を改善し、より質の高い教育の実現に向けて取り組んできたところです。
- この学校における働き方改革取組計画＜令和 2 年 3 月改定版＞（以下「改定計画」という。）は当初計画の策定以降のこれまでににおける取組状況や成果等について検証し、平成 31 年 1 月に中央教育審議会の答申と文部科学省からの勤務時間の上限に関するガイドラインが示されたこと、および、令和元年 12 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立したことを踏まえ、新たな取組を盛り込んで当初計画を改定し、本県の学校における働き方改革の取組を加速しようとするものです。

【この計画の位置づけ】

- ・ 本計画は、県内すべての公立学校の働き方改革を進めるため、県教育委員会が策定し、県立学校における取組を推進し、また、市町教育委員会における取組を促進するものです。
- ・ 今後の国の動向や学校における働き方改革の取組状況などを見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとします。

【働き方改革に関する国の動き】

平成 31 年 1 月	「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」 中央教育審議会 答申 「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」 文部科学省 策定
令和元年 12 月	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」成立
令和 2 年 1 月	「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」文部科学省 告示

（上限時間）

- ① 1 か月の時間外在校等時間について、4 5 時間以内
- ② 1 年間の時間外在校等時間について、3 6 0 時間以内

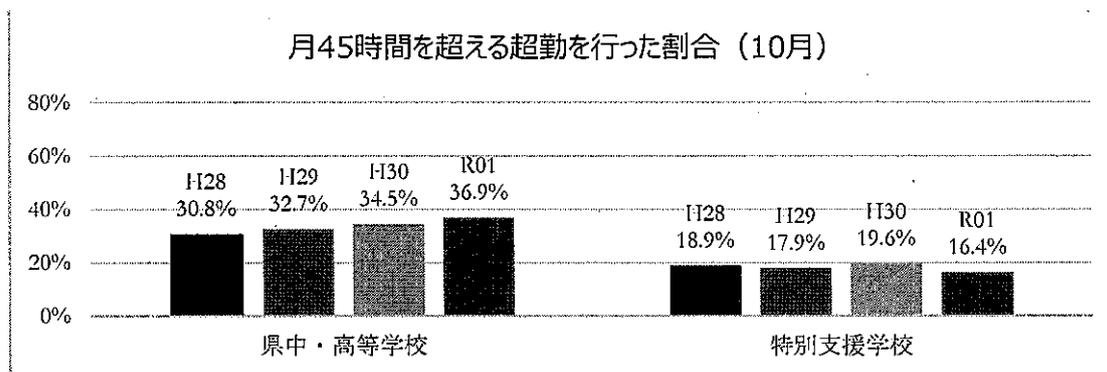
※児童生徒等に係る臨時的な特別な事情により業務を行わざるを得ない場合は、1 か月の時間外在校等時間 1 0 0 時間未満、1 年間の時間外在校等時間 7 2 0 時間以内（連続する複数月の平均時間外在校等時間 8 0 時間以内、かつ、時間外在校等時間 4 5 時間超の月は年間 6 か月まで）

I. 目標数値の状況とこれまでの取組

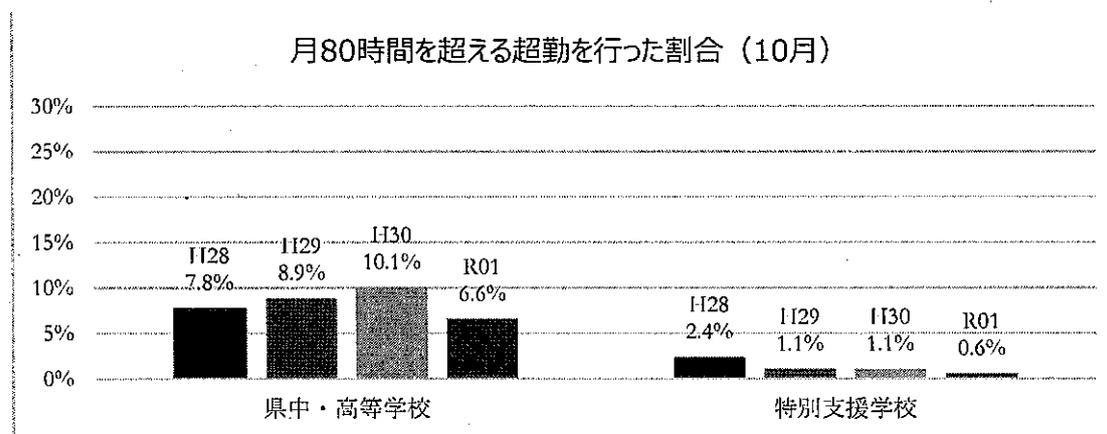
1. 県立学校における超過勤務の状況

令和2年度までの目標数値として設定している「月当たり超過勤務時間が45時間超の教員の割合」を平成28年度から令和元年度で比較しました。

当初計画では令和2年度まで目標を県立学校で15%以下としています。



月当たり80時間を超える超過勤務を行った教員の割合を平成28年度から令和元年度で比較しました。



- ・ 県中・高等学校では、月45時間を超える超過勤務を行った割合が増加傾向にあります。月80時間を超える教員は令和元年度に減少しています。
- ・ 特別支援学校では、月45時間を超える超過勤務を行った割合は横ばいで推移しており、月80時間を超える超過勤務を行った割合も低い割合となっています。

※月当たり平均超過勤務時間

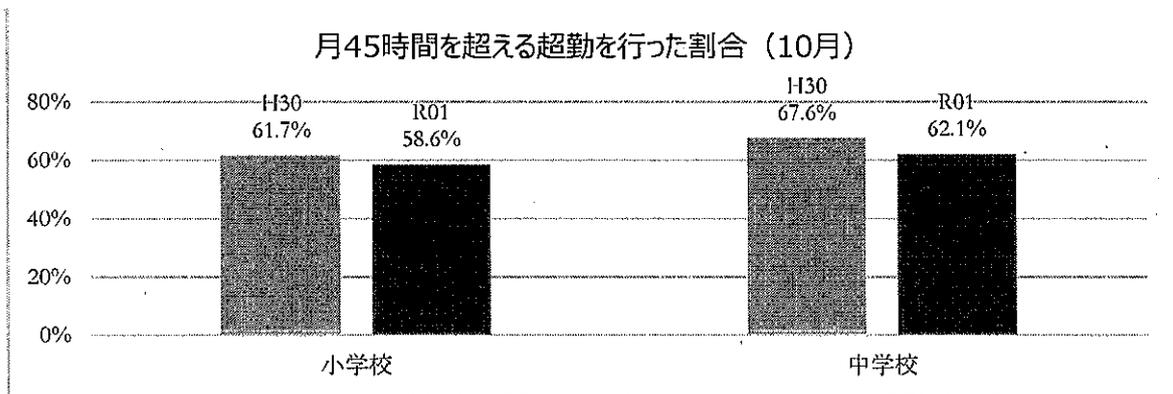
(単位：時間)

	H28	H29	H30	R01 (中間)
県中・高等学校	29.9	30.3	31.9	35.5
特別支援学校	24.1	22.8	22.5	20.0

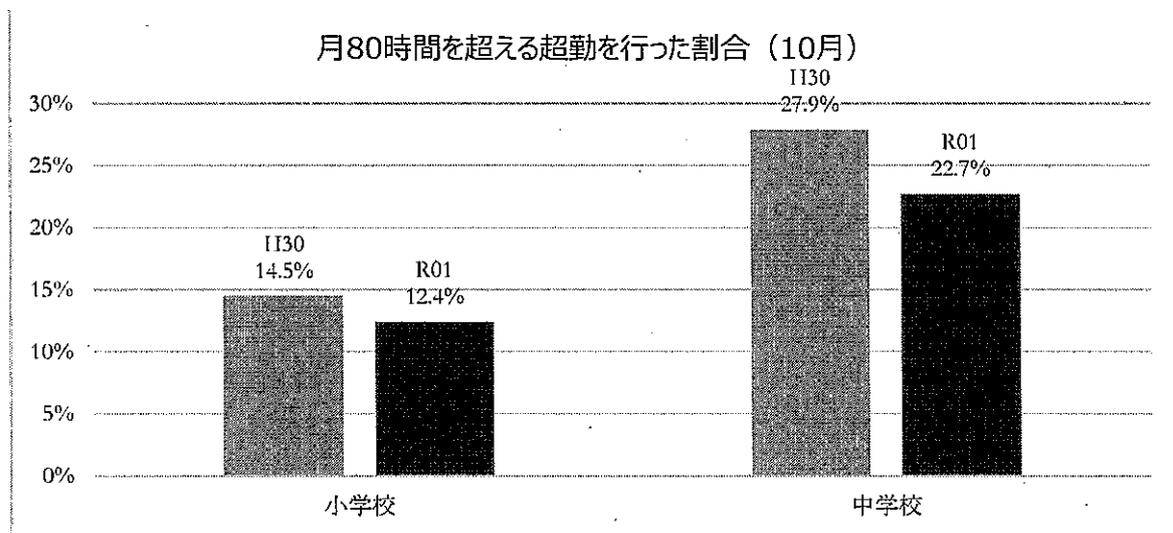
2.市町立小中学校における超過勤務の状況

令和2年度までの目標数値として設定している「月当たり超過勤務時間が45時間超の教員の割合」を平成30年度と令和元年度で比較しました。

当初計画では令和2年度までの目標を小学校 40%以下 中学校 50%以下としています。



月当たり80時間を超える超過勤務を行った教員の割合を平成30年度と令和元年度で比較しました。



- ・小中学校ともに、超過勤務は減少傾向にありますが、半数以上が月45時間を超える超過勤務を行っています。
- ・月80時間を超える超過勤務を行った割合は、全校種のうちで中学校が最も高い割合となっています。

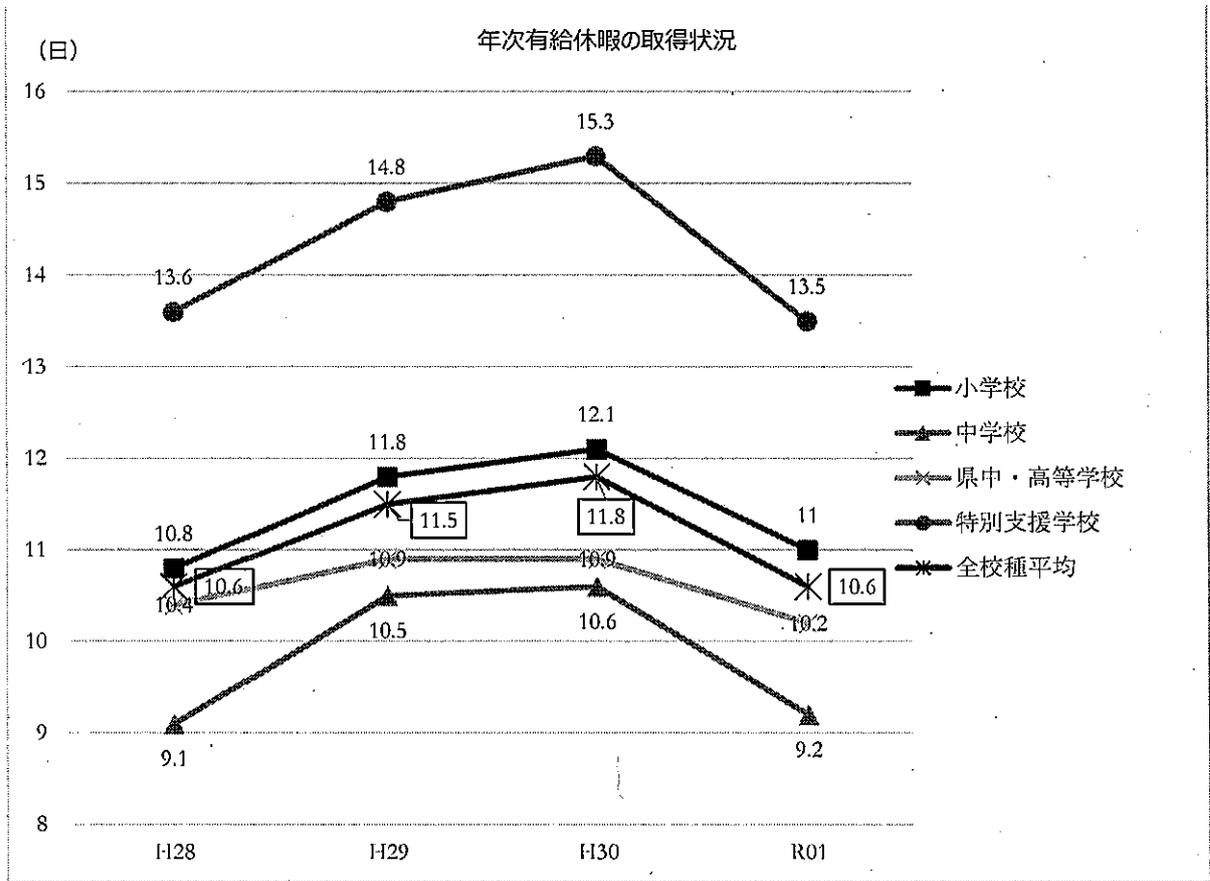
※月当たり平均超過勤務時間（10月）

	H30	R01
小学校	53.8	51.4
中学校	62.4	58.3

（単位：時間）

3. 年次有給休暇の取得状況

令和2年までの目標数値として設定している「年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数」の状況を平成28年から令和元年で比較しました。



- すべての校種において目標数値を達成できておらず、年次有給休暇の取得促進に引き続き取り組む必要があります。

4. 働き方改革の主な取組

【県教育委員会の取組】

① スクール・サポート・スタッフの配置

学習プリントの印刷や採点の補助など、教員の授業準備等をサポートするスタッフを配置する市町に対して補助金を交付しています。

- 平成30年度は、12市町49校（小39校・中10校）に71人を配置
- 令和元年度は、15市町93校（小77校・中16校）に96人を配置

● 勤務時間の削減効果

□ スクール・サポート・スタッフ配置効果

	R1 平均	H30 平均	削減時間/週	削減時間/月
一人当たり総勤務時間/週	52.7 時間	54.9 時間	▲ 2.2 時間	▲ 8.8 時間

② 部活動指導員の配置

部活動指導員の専門的な指導により、生徒の意欲や技能の向上を図るとともに、部活動指導における教員の働き方改革を推進するため、公立中学校・高等学校における部活動指導員の配置を進めています。

【中学校】

- 平成 30 年度は、10 市町 16 校に 20 人配置
- 令和元年度は、12 市町 28 校に 33 人、県立学校 2 校に 2 人配置

【高等学校】

- 平成 30 年度は、4 校に 4 人の外部指導者を配置
- 令和元年度は、23 校に運動部 18 人・文化部 15 人の部活指導員を配置

●勤務時間の削減効果

□部活動指導員配置効果（1部活動当たり）

年度	平日		週休日	
	日数	時間	日数	時間
H29	4日	9.6時間	1.2日	6.4時間
R01	4日	7.2時間	1日	3.6時間
差引	±0日	▲ 2.4時間	▲ 0.2日	▲ 2.8時間

※県内で部活動指導員配置 2 年目の学校（H30～R1）を調査

※ 6 月中の 1 週間の部活動指導日数および時間数の平均

③ 長期休業期間中における学校閉庁日の設定

長期休業期間中に校務全般を休止する期間を設け、年次有給休暇の取得促進と教職員の心身のリフレッシュを図っています。

- 平成 30 年度は、8 月 13 日から 15 日までの 3 日間を県立学校 40 校で試行実施
- 令和元年度から、曜日にかかわらず、夏季休業期間中は 8 月 10 日から 16 日までの 7 日間、冬季休業期間中は 12 月 28 日から 1 月 4 日までの 8 日間、合計 15 日間の学校閉庁日を原則すべての県立学校で実施している。

□令和元年度の学校閉庁日実施状況

	全校数	夏全日実施	(実施校割合)	冬全日実施	(実施校割合)	全日実施	(実施校割合)
県立中	3	2	66.7%	3	100.0%	2	66.7%
高校	46	35	76.1%	41	89.1%	31	67.4%
特別支援	15	15	100.0%	15	100.0%	15	100.0%
県立計	64	52	81.3%	59	92.2%	48	75.0%

④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

不登校等児童生徒やいじめをはじめとする問題行動等の対応に、心理に関して専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置・派遣することにより、児童生徒・保護者へのカウンセリングだけでなく、教員への指導・助言を行うことで組織的な課題解決を行うことにより、教員の負担軽減を図っています。

また、いじめや不登校をはじめとする学校不適応行動には、学校・家庭・社会環境など、子どもを取り巻く環境が大きく影響している場合が少なくないため、本人を取り巻く環境の調整・改善に取り組むスクールソーシャルワーカーを配置することで、福祉的な支援方法を用いてスムーズな課題解決ができるようになり、教員の負担軽減を図っています。

● 総配置時間の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
スクールカウンセラー	24,476 時間	25,212 時間	25,391 時間
スクールソーシャルワーカー	8,040 時間	8,424 時間	8,688 時間

【市町教育委員会の取組】（★は県教育委員会でも実施、外数）

(1) 域内の学校における「在校等時間」等の把握方法（複数回答）

ICカードやパソコン使用時間	校長の現認	エクセル等自己申告	その他自己申告
★7	5	★16	1

(2) ICT を活用（校務支援システム等の活用等）した事務作業の負担軽減

実施した又は実施中	実施に向けて検討中	特に取り組んでいない
★9	10	0

(3) 自動応答メッセージやメールによる連絡対応の体制整備

実施した又は実施中	実施に向けて検討中	特に取り組んでいない
10	★6	3

(4) 部活動ガイドラインの実効性の担保

実施した又は実施中	実施に向けて検討中	特に取り組んでいない
★16	3	0

(5) 学校閉庁日の設定

5 日未満	5～10 日未満	10～15 日未満	15 日以上
3	10	2	★4

5.働き方改革に関する意識調査の状況

学校における働き方改革に関する教職員の意識や課題等について把握し、現状の働き方の把握や今後の取組を検討するにあたっての根拠資料とするため、以下の通り県内すべての公立学校に勤務する教職員を対象にアンケート調査を実施しました。

○対象者：県内の全県費負担教職員 12,299人

(令和元年12月1日時点 休業・退職者、非常勤職員を除く)

○調査方法：web調査対象者がインターネット上のアンケート回答フォームにより回答

○調査時期：令和元年11月12日から令和元年12月25日

○有効回答者数：6,037人(49.1%)

内訳：	小学校（義務教育学校前期課程含む。）	2,435人
	中学校（義務教育学校後期課程含む。）	1,400人
	高等学校	1,572人
	特別支援学校	630人

○回答者数 年齢別

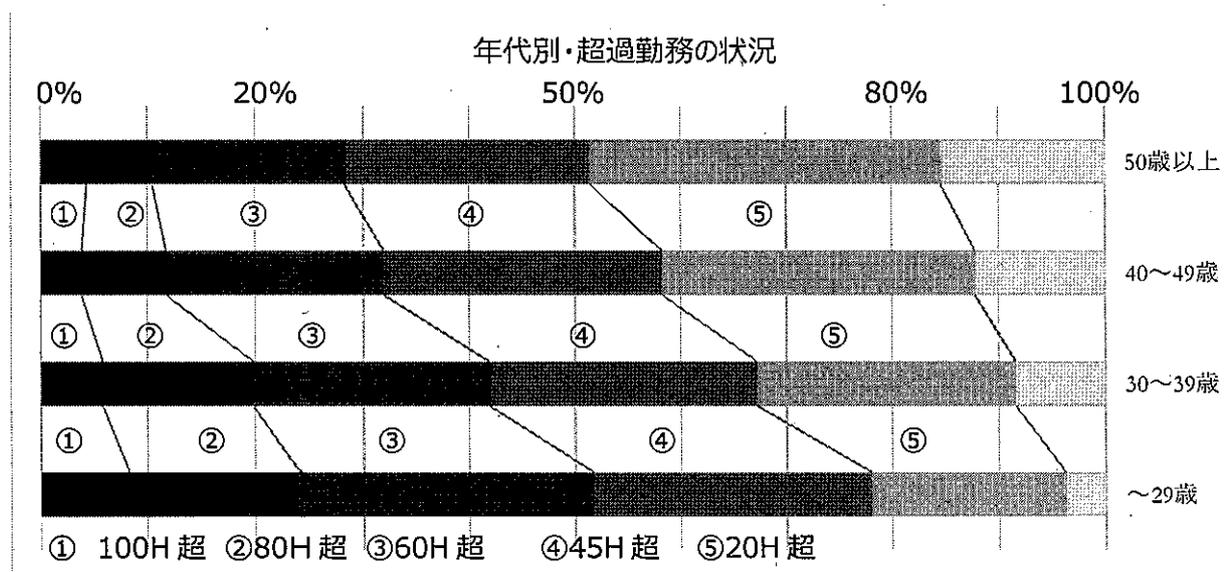
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	総計
29歳以下	630	354	281	100	1,365
30～39歳	612	318	243	164	1,337
40～49歳	399	240	319	178	1,136
50～59歳	659	429	567	156	1,811
60歳以上	135	59	162	32	388
総計	2,435	1,400	1,572	630	6,037

○回答者数 職名別

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	総計
校長	139	60	39	10	248
副校長・教頭	162	91	52	19	324
主幹教諭・教諭・講師	1,861	1,117	1,282	539	4,799
事務長・学校事務職員	130	68	64	18	280
養護教諭・養護助教諭	119	59	44	14	236
栄養教諭・栄養職員	24	5	1	4	34
実習教諭・実習助手			70	19	89
寄宿舎指導員				7	7
学校司書			20		20
総計	2,435	1,400	1,572	630	6,037

■年代別の超過勤務の状況（主幹教諭・教諭・講師）

年代	100H超	80H超	60H超	45H超	20H超	割合	人数
～29歳	3.7%	18.3%	26.3%	27.5%	15.9%	8.3%	1,226
30～39歳	8.4%	24.4%	25.3%	22.0%	14.1%	5.8%	1,221
40～49歳	12.2%	29.6%	26.3%	20.2%	7.9%	3.8%	946
50歳以上	15.4%	33.2%	23.2%	17.8%	6.2%	4.3%	1,406



年齢が若いほど超過勤務時間が長く、その割合も高いことがわかります。20歳代の78.1%が月45時間を超える超過勤務を行ったと回答しています。

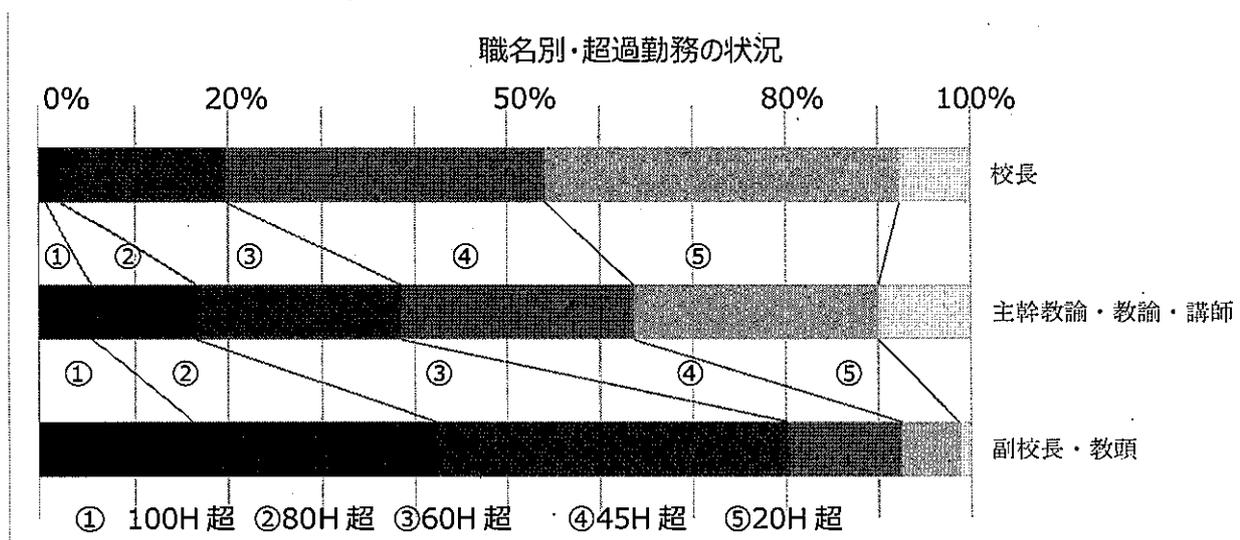
○20歳代主幹教諭・教諭・講師の超過勤務の要因 上位3項目

小学校	授業準備	成績処理	学級経営
	66.8%	43.5%	33.2%
中学校	部活動指導	授業準備	生徒指導
	61.1%	43.6%	30.5%
高等学校	部活動指導	授業準備	校務分掌
	72.1%	55.7%	24.4%
特別支援学校	授業準備	校務分掌	校内会議
	71.4%	41.8%	29.7%

20歳代の超過勤務の要因として多く回答されているものは、小学校では「授業準備」や「成績処理」、中学校・高等学校では「部活動指導」や「授業準備」、特別支援学校では「授業準備」や「校務分掌」となっています。

■職名別の超過勤務の状況

職名	100H超	80H超	60H超	45H超	20H超	その他	人数
校長	7.7%	38.3%	34.3%	17.3%	1.6%	0.8%	248
主幹教諭・教諭・講師	10.0%	26.4%	25.2%	21.8%	11.0%	5.6%	4,799
副校長・教頭	1.2%	6.2%	12.3%	38.0%	25.9%	16.4%	324



副校長・教頭の超過勤務時間が長く、その割合も非常に高い水準となっていることがわかります。副校長・教頭の92.6%が月45時間を超える超過勤務を行ったと回答しています。

○副校長・教頭の超過勤務の要因 上位3項目

校種	教委・外部からの調査	保護者対応	校務分掌
小学校	57.4%	31.5%	29.0%
中学校	57.1%	31.9%	24.2%
高等学校	55.8%	53.8%	32.7%
特別支援学校	78.9%	68.4%	31.6%

副校長・教頭の超過勤務の要因として、すべての校種において「教委・外部からの調査」が高い割合で回答されています。また、小中学校では「校務分掌」の回答が多く、県立学校では「サービス管理」の回答が多くなっています。

Ⅱ.成果と課題

○成果

- ◆ スクール・サポート・スタッフや部活動指導員の配置により勤務時間の削減効果がみられました。
- ◆ 月 80 時間を超える超過勤務を行う教員が、すべての校種において減少しました。

○課題

- 依然として過労死ラインを超える長時間労働の実態があります。
- 月 45 時間を超える超過勤務を行った教員の割合を目標数値としていますが、令和 2 年度の達成が困難な状況にあります。
- 若い年代ほど長時間労働の割合が高く、授業準備や部活動指導の負担軽減に取り組む必要があります。
- 副校長・教頭の長時間労働の割合が非常に高く、調査回答やサービス管理などの事務仕事の負担軽減に取り組む必要があります。

Ⅲ.目指す姿

**教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保することで、
教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育む**

- まず、学校は何よりも子どもたちの「夢と生きる力」を育むために教育の質を高めていくものでなければなりません。
- そのために、教職員が健康でいきいきと勤務することができ、誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備することが必要です。
- あわせて、教職員の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランスの実現と仕事のやりがいを高めることで、教師を志望する優秀な人材の確保に取り組みます。

IV.計画期間

計画期間：令和2年度～令和4年度

V.目標

これまでの取組の状況や成果と課題を受けて、改定後の計画における目標を以下の通り設定します。

【目標①】

超過勤務時間を削減します

- ・ 月 45 時間以内（年間 360 時間以内）を目指します。
- ・ 月 80 時間を超える教員は 0 人とします。

令和元年 12 月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文部科学省が昨年 1 月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされました。

これにより教育職員の正規の勤務時間を超える時間外在校等時間の上限が原則月 45 時間以内、年間 360 時間以内とされたところです。

このため、改定計画においても、当初計画の目標を改め、超過勤務時間を原則 月 45 時間以内（年間 360 時間以内）とすることを目指しつつ、過労死ラインを超える教員を 0 人とすることを目標に取り組むこととします。

【目標②】

年次有給休暇の取得を促進します 1 人あたり年間平均取得日数 14 日以上

当初計画において設定している「1 人あたり年間平均取得日数 14 日以上」を達成できていないことから、目標達成に向けて引き続き取り組むこととします。

VI.方針の柱と主な取組

現状と課題を踏まえて、滋賀県教育委員会では県立学校における働き方改革の取組の推進と、公立小中学校の服務監督権者である市町教育委員会との連携・支援による取組の促進に向け、これまでの取組の継続・拡充や新たな取組を実施するなど、学校における働き方改革の加速化を図ります。

※取組計画一覧表は別紙参照

柱1 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

意識調査の結果、勤務時間内に授業準備や成績処理を終えることが難しく、また、新学習指導要領への対応によって、教員の業務がさらに増加している状況です。スクール・サポート・スタッフなどの多様な人材の活用と学校に依頼する調査や会議の一層の軽減が必要です。

主な取組

- スクール・サポート・スタッフの配置支援（継続）
- 統合型校務支援システムの導入（新規・重点）
- 調査文書や会議等に関する業務負担の軽減（継続・重点）
- 学校への依頼（作文・絵画コンクール等）について募集団体に要請（新規・重点）
- 学校業務・行事の廃止・精選事例の共有（新規・重点）
- 小学校専科指導に必要な教員の配置（継続）
- 講師志願書の電子化による人材確保と任用の効率化（新規）
- Web 会議の推進（新規・重点）

柱2 部活動における教員の負担軽減

中学校・高等学校では、部活動指導が超過勤務の大きな要因となっています。部活動指導員の配置は教員の負担軽減に効果があると考えられますが、学校が安心して任せることのできる部活動指導員の人材確保が課題です。また、大会に向けて技能を高めていく時期に練習時間が長くなることや長期休業期間中の活動など、年間スケジュールにおける調整なども課題となっています。

主な取組

- 部活動指導員の配置（継続）
- 部活動指導員人材バンク制度の構築（新規）
- 部活動のあり方検討会議の設置（新規・重点）

柱3 専門性を持った多様な人材の活用

教員が、授業準備や成績処理などの本来の業務に従事する時間を確保するため、複雑化、多様化する子どもが抱える課題への対応や保護者対応や生徒指導など突発的な仕事への対応が必要です。

主な取組

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（継続）
- 弁護士による教職員サポート体制の充実（継続）

柱4 家庭や地域の力を活かす取組

保護者や地域の理解を得ながら、地域と一体となって子どもを育てる、家庭や地域の力を学校に生かす体制を構築することが課題です。

主な取組

- コミュニティ・スクールの推進（継続）
- 地域学校協働活動推進員の配置の促進（継続）

柱5 教職員の健康づくりと勤務時間管理

働き方改革の取組の基礎となる勤務時間管理を徹底することと、勤務時間管理における管理職の負担軽減を図ることが必要です。また、過労死ラインを超える長時間労働を解消するために、教員の意識改革と管理職のマネジメント能力の向上が課題です。

主な取組

- システムの活用による勤務時間管理（新規・重点）
- すべての県立学校に留守番電話（メッセージ機能）を設置（新規）
- 「学校閉庁日」の実施（継続）

Ⅶ.重点項目

現状と課題を踏まえて、改定計画において特に重点的に取り組む事項を2つ設定し、5本の柱の取組から再掲します。

重点項目1 ICTの活用による教員の負担軽減

- **統合型校務支援システムの導入による負担軽減**
 - ・ 全県立学校向けに統合型校務支援システムを導入します。
 - ・ 市町教育委員会との連携について検討します。
- **システムの活用による勤務時間管理の効率化**
 - ・ 県立学校管理職の勤務時間管理における業務負担を軽減します。
 - ・ 超過勤務の状況を随時把握することにより、長時間労働の未然防止に努めます。
- **Web会議による負担軽減**
 - ・ Web会議を推進し、移動時間の無駄をなくします。

重点項目2 業務のスクラップ・外部への働きかけ

- **調査文書や会議等に関する業務負担の軽減**
 - ・ 調査、訪問、会議にはルールを設定します。
 - ・ 会議や行事の削減目標を具体的に設定します。
 - ・ 法定の調査は国に働きかけを行います。
- **学校への依頼（作文・絵画コンクール等）について募集团体に要請**
 - ・ 子ども・家庭向け周知等の依頼の精選、学校に児童生徒への配布物を送付する際は40部ごとに仕切りを入れるなどの協力を募集团体に要請します。
- **学校業務・行事の廃止・精選事例の共有**
 - ・ 他校の取組事例を県内で共有します。
- **部活動のあり方検討会議の設置**
 - ・ 中体連や高体連とともに活動の効率的・効果的な実施や長期休業中の活動について検討します。

Ⅷ.推進体制

- 取組を推進するために、県教育委員会、市町教育委員会、学校が連携を強化し、効果的に施策・事業を展開します。
- 学校現場から出てきた課題について、その都度丁寧に一つずつ対応していきながら、成果を集め、共有することで、県全体の働き方改革を推進していきます。
- 取組計画は、各施策・事業の進捗状況や外部環境の変化等を毎年度把握し、その都度見直します。

Ⅸ.取組の公表

取組状況や目標に対する実績について、年1回公表します。

〔取組計画一覧表〕

(取組の全体像)

学校業務の見直し・ 効率化や指導・運営 体制の充実	1	教育学習情報（教材データバンク）を活用した効果的、効率的な授業準備の促進（全校種）
	2	スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（小・中学校）
	3	県立学校校務ネットを活用した業務の効率化促進（県立学校）
	4	総合教育センターにおける悉皆研修の精選（全校種）
	5	市町教育委員会等との連携による研修の精選（小・中学校）
	6	小学校専科指導に必要な教員の配置（小学校）
	7	調査文書や会議等に関する業務負担の軽減（全校種）
	8	学校への依頼（作文・絵画コンクール等）について募集団体に要請（全校種）
	9	圏統合型校務支援システムの導入（県立学校）
	10	圏学校業務・行事の廃止・精選事例の共有（全校種）
	11	圏講師志願書の電子化による人材確保と任用の効率化（全校種）
	12	圏Web会議の推進（全校種）
	13	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進（小・中学校）
部活動における教員 の負担軽減	14	圏部活動のあり方の検討（中学校・高校・特別支援学校）
	15	圏部活動指導員人材バンク制度の構築（中学校・高校）
	16	部活動指導員配置・配置支援（中学校・高校）
専門性を持った多様 な人材の活用	17	スクールカウンセラーの配置の推進（全校種）
	18	スクールソーシャルワーカーの配置の推進（全校種）
	再掲	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進（小・中学校）
	19	弁護士による学校サポートの充実（全校種）
	再掲	部活動指導員配置・配置支援（中学校・高校）
家庭や地域の力を 学校に生かす取組	20	コミュニティ・スクールの推進（全校種）
	21	地域学校協働活動推進員の配置の促進（小・中学校）
	22	学校の働き方改革の推進に向け、保護者や地域等の理解を促進（全校種）
教職員の健康づくりと 勤務時間管理	23	勤務時間管理の徹底（県立学校）
	24	圏すべての県立学校に留守番電話（メッセージ機能）を設置（県立学校）
	25	教職員のマネジメント能力の向上に向けた研修の実施（全校種）
	26	イクボス宣言（全校種）
	27	勤務時間の弾力的運用制度（勤務時間の割振り変更）（全校種）
	28	教職員の健康の保持増進（睡眠時間確保、ワーク・ライフ・バランス等）（県立学校）
	29	学校閉庁日の実施（全校種）
働き方に対する 意識改革	30	教職員の働き方に対する意識改革（全校種）

柱1 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

○は主管課

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課室等名
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
1	教育学習情報（教材データバンク）を活用した効果的、効率的な授業準備の促進（全校種） 学校の教員が効率的・効果的に教材作成を行えるよう、学校で活用しやすい教育学習情報（教材データバンク）を整備する。	・教育学習情報デジタルコンテンツの拡充（年次ごとに30コンテンツ） ・デジタルコンテンツアクセス数、前年度比10%増	教育学習情報の拡充と利用の活性化				-	総合教育センター
			教育学習情報の整理 教育学習情報 569コンテンツ デジタルコンテンツアクセス数 7805件	教育学習情報デジタルコンテンツの拡充（30コンテンツ） デジタルコンテンツアクセス数の拡大（+10%）	教育学習情報デジタルコンテンツの拡充（30コンテンツ） デジタルコンテンツアクセス数の拡大（+10%）	教育学習情報デジタルコンテンツの拡充（30コンテンツ） デジタルコンテンツアクセス数の拡大（+10%）		
2	スクール・サポート・スタッフ配置支援事業（小・中学校） 教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できるよう、一般事務作業等に従事するスクール・サポート・スタッフを配置する市町に対して補助する。	・配置校における勤務時間の削減 ・1人あたり週あたり勤務時間（前年度比）-2.5h（6月調査）	スクール・サポート・スタッフの配置				43,167	教職員課
			・1人あたり週あたり勤務時間（前年度比）-2.2h（6月調査） ・93校配置	小学校46校（+11校） 中学校28校（+6校） 配置	国の動向、事業成果を踏まえて配置・派遣の拡大を検討	国の動向、事業成果を踏まえて配置・派遣の拡大を検討		
3	県立学校校務ネットを活用した業務の効率化促進（県立学校） 県立学校に整備した校務情報ネットワークを活用して学校業務の効率化を図る。	・校務情報ネットワークの活用方法や活用事例を令和2年度までに10事例以上周知 ・令和3年度以降システムの更新に併せて新たな効率化の検討を行う。	学校業務の効率化				-	教育総務課
			・アンケート調査等実施 ・運用改善 ・活用事例周知（8事例）	・アンケート調査等実施 ・運用改善 ・活用事例周知（10事例以上）	・アンケート調査等実施 ・運用改善 ・新たな効率化の検討	・アンケート調査等実施 ・運用改善 ・新たな効率化の検討		
4	総合教育センターにおける悉皆研修の精選（全校種） 悉皆研修の日数を見直し、教員の出張に伴う負担を軽減する。一方、教員が主体的に希望して参加する研修を拡充し、自律的な研修体系としていく。	・悉皆研修の精選 ・希望研修への移行による自律的な研修体系の確立 ・希望研修の定員充足率100%	希望研修の拡充				-	総合教育センター
			希望研修の定員充足率 授業力アップ研修 105.2% 専門研修 87.6% 希望研修全体定員充足率 91.4%	・悉皆研修の日数の見直し ・自己啓発研修の新設（12研修） ・希望研修の充実定員充足率 95%	・悉皆研修の日数の見直し ・希望研修の充実定員充足率 100%	・悉皆研修の日数の見直し ・希望研修の充実定員充足率 100%		
5	市町教育委員会等との連携による研修の精選（小・中学校） 総合教育センター職員が市町教育委員会等に出向き研修を行う「サテライト研修」を実施することにより、学校により近い場所で、総合教育センター研修と同様の研修効果が期待できるとともに、総合教育センターと市町教育委員会等の研修との重複を解消し、負担軽減を図る。	県総合教育センター所員による学校、市町教育委員会等への支援を「サテライト研修」と名称変更、拡充を図る。	「サテライト研修」の実施				-	総合教育センター
			サテライト研修の内容の見直しと拡充（32研修実施） 市町教育委員会等へのサテライト研修119件（3,645人）	サテライト研修の拡充（35研修実施）	サテライト研修の拡充	サテライト研修の拡充		

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
6	小学校専科指導に必要な教員の配置〔小学校〕 小学校における新学習指導要領への対応や、確かな学力を身に付けさせるため、専科教員を配置し、専門性を活かした内容豊富な授業を展開するとともに、持ち授業数の減とそれに伴う授業準備の充実を図る。	小学校専科教員の配置の推進	小学校専科教員の配置				379,721 ※小学校英語のみ	○教職員課 幼小中教育課
			小学校英語専科教員 45人	小学校英語専科教員 45人 非常勤講師 12人	国の動向、事業成果を踏まえて配置の拡大を検討	国の動向、事業成果を踏まえて配置の拡大を検討		
7	調査文書や会議等に関する業務負担の軽減〔全校種〕 学校への調査や会議等に関する業務負担の軽減(頻度、時期、期間、類似業務の統廃合等)を図る。	調査、訪問、会議にはルールを設定します。 会議や行事の削減目標を具体的に設定します。 法定の調査は国に働きかけを行います。	調査文書や会議等の見直し				-	○教職員課 教育委員会事務局各課
			県教育委員会事務局での見直し実施	調査、訪問、会議のルールを設定 市町、県立学校から情報提供のあった項目に対する目標数値の設定	会議や行事の削減に向けて取組 前年度見直し項目の公表	会議や行事の削減に向けて取組 前年度見直し項目の公表		
8	〔新〕学校への依頼（作文・絵画コンクール等）について募集団体に要請〔全校種〕 子ども・家庭向け周知等の依頼の精選、学校に児童生徒への配布物を送付する際は40部ごとに仕切りを入れるなどの協力を募集団体に要請します。	学校への依頼に関する協力依頼メッセージの作成・周知	学校への依頼について要請				-	教職員課
			学校への依頼に関する協力依頼メッセージの周知	学校への依頼に関する協力依頼メッセージの周知	学校への依頼に関する協力依頼メッセージの周知	学校への依頼に関する協力依頼メッセージの周知		
9	〔新〕統合型校務支援システムの導入〔県立学校〕 県立学校に統合型校務支援システムを導入し、学籍管理や成績処理などの事務処理にかかる負担軽減を図る。	統合型校務支援システム稼働後の月平均残業時間 ▲10時間	統合型校務支援システムの導入				【債務負担行為】期間：R2～R8 限度額：235,000千円	教職員課
			導入準備 ・入札 ・契約	高等学校において稼働	県立中学校、特別支援学校において稼働 ・グループウェアの更新			
10	〔新〕学校業務・行事の廃止・精選事例の共有〔全校種〕 これまでの取組で蓄積された働き方改革の事例を集約し、電子データで共有することで、取組の普及拡大を図る。	電子マニュアル(事例集)の作成 共有事例30事例以上	事例の共有				-	教職員課
			共有事例30事例以上	共有事例40事例以上	共有事例50事例以上			
11	〔新〕講師志願書の電子化による人材確保と任用の効率化〔全校種〕 講師登録をインターネットによる電子申請にすることで、人材確保を図り、講師登録情報を電子データで提供することで、任用における管理職の負担を軽減する。	毎年新規講師登録者のうち電子登録者の割合80% 月1回市町教育委員会に登録者リストを電子データで提供	講師志願書の電子化				-	教職員課
			電子登録者の割合60%	電子登録者の割合70%	電子登録者の割合80%			

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
12	Web会議の推進(全校種) Web会議システムを利用し会議を行うことで、県内の移動にかかる時間を縮減し、負担軽減を図る。	教育委員会関連の会議約300件のうち1割でWeb会議を実施	Web会議の推進				-	教職員課
				Web会議の実施 10件	Web会議の実施 20件	Web会議の実施 30件		
13	学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進(小・中学校) 共同学校事務室の活用等により、事務処理の効率化等を図りつつ、教員の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画を進める。	各市町に共同実施のための加配事務職員を配置	学校事務職員の校務運営への参画				97,563	教職員課
			共同実施加配事務職員 12人	共同実施加配事務職員 12人	国の動向、事業成果を踏まえて配置の拡大を検討	国の動向、事業成果を踏まえて配置の拡大を検討		

※年次計画の欄の令和元年度までは実績見込み

※予算額の欄は、令和2年度当初予算案

柱2 部活動における教員の負担軽減

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
14	部活動のあり方の検討(中学校・高校・特別支援学校) 本県の「部活動の指導について」に基づく部活動運用面での課題について、教員の働き方改革に向けた方針を踏まえた対応策を検討する。	中体連や高体連とともに活動の効率的・効果的な実施や長期休業中の活動について検討	部活動のあり方の検討				-	○保健体育課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
			(適切な部活動の運営の推進)	・部活動方針のフォローアップ ・あり方検討会議の実施 ・地域団体等との連携	・部活動方針のフォローアップ ・あり方検討会議の実施 ・地域団体等との連携	・部活動方針のフォローアップ ・あり方検討会議の実施 ・地域団体等との連携		
15	部活動指導員人材バンク制度の構築(中学校・高校) 部活動指導員の担い手不足に対応するため、部活動指導員候補者の登録制度を構築し、スムーズな任用を図る。	部活動指導員の周知や他団体と連携による必要な人材の確保	部活動指導員人材の確保				-	○保健体育課 高校教育課 幼小中教育課
			・制度要綱検討・作成 ・候補者拡大に向けた取組	・候補者拡大に向けた取組	・候補者拡大に向けた取組	・候補者拡大に向けた取組		
16	部活動指導員配置・配置支援(中学校・高校) 中学校、高等学校において、専門的技術や適切な部活動指導の知識を持つ部活動指導員を効果的に活用した部活動運営を図る。	・配置校における教職員の勤務時間の削減 ・専門的技術を生かした指導による生徒の技術向上、他の顧問教員の知識や指導力の向上	部活動指導員の配置				28,734	○保健体育課 高校教育課 幼小中教育課
			・中学校35人、高等学校33人配置(高等学校の本格実施)	・中学校54人、高等学校39人配置	・国の動向、事業成果を踏まえた配置支援	・国の動向、事業成果を踏まえた配置支援		

※年次計画の欄の令和元年度までは実績見込み

※予算額の欄は、令和2年度当初予算案

柱3 専門性を持った多様な人材の活用

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
17	スクールカウンセラーの配置の推進 〔全校種〕	教職員が学校不適応の原因等の見立てや課題を明らかにする技能を向上させることで、効果的な生徒指導対応を表現	SCの配置・派遣				137,413	幼小中教育課
	SCの配置・派遣 総時間数 25,391 時間		SCの配置・派遣 総時間数 25,806 時間	国の動向、事業成果を踏まえて配置・派遣の拡充を検討	国の動向、事業成果を踏まえて配置・派遣の拡充を検討			
18	スクールソーシャルワーカーの配置の推進〔全校種〕	いじめや、問題行動等に迅速に対応するため、専門家の配置を推進する。	SSWの配置・派遣				39,029	幼小中教育課
	SSWの配置・派遣 総時間数 8,688 時間		SSWの配置・派遣 総時間数 9,240 時間	国の動向、事業成果を踏まえて配置・派遣の拡充を検討	国の動向、事業成果を踏まえて配置・派遣の拡充を検討			
再掲	<再掲> 学校事務職員の校務運営への参画促進と事務の共同実施の推進 〔小・中学校〕	各市町に共同実施のための加配事務職員を配置	学校事務職員の学校運営への参画の拡大				(97,563)	教職員課
	共同学校事務室の活用等により、事務処理の効率化等を図りつつ、教員の事務負担の軽減や事務職員の学校運営への支援・参画の拡大等を進める。		共同実施加配事務職員 12人	共同実施加配事務職員 12人	国の動向、事業成果を踏まえて配置支援の拡大を検討	国の動向、事業成果を踏まえて配置支援の拡大を検討		
19	弁護士による学校サポートの充実 〔全校種〕	円滑な課題解決につなげるため、毎年度の相談事例を各県立学校で共有	活用の充実と相談事例の公表				123	教育総務課
	弁護士による学校運営にかかる法律相談窓口を設置するとともに、相談結果を各学校が共有できるようにする。		・法律相談受付(随時) ・研修会の開催 ・相談事例共有	・法律相談受付(随時) ・研修会の開催 ・相談事例共有	・法律相談受付(随時) ・研修会の開催 ・相談事例共有	・法律相談受付(随時) ・研修会の開催 ・相談事例共有		
		定期弁護士相談を実施し、学校を支援	定期的な弁護士相談の実施				-	幼小中教育課
			・月1回程度の定期法律相談の実施	・月1回程度の定期法律相談の実施	・月1回程度の定期法律相談の実施	・月1回程度の定期法律相談の実施		
再掲	<再掲> 部活動指導員配置・配置支援〔中学校・高校〕	・配置校における教職員の勤務時間の削減 ・専門的スキルを生かした指導による生徒の技術向上、他の顧問教員の知識や指導力の向上	部活動指導員の配置				(28,734)	○保健体育課 高校教育課 幼小中教育課
	中学校、高等学校において、専門的スキルや適切な部活動指導の知識を持つ部活動指導員を効果的に活用した部活動運営を図る。		・中学校 35人、高等学校 33人配置(高等学校の本格実施)	・中学校 54人、高等学校 39人配置	・国の動向、事業成果を踏まえた配置支援	・国の動向、事業成果を踏まえた配置支援		

※年次計画の欄の令和元年度までは実績見込み

※予算額の欄は、令和2年度当初予算案

柱4 家庭や地域の力を学校に生かす取組

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
20	コミュニティ・スクールの推進(全校種) 学校と保護者・地域住民等が、目標やビジョンを共有し、共に子どもの教育を担う仕組みを構築する。	学校運営協議会を設置する公立学校の割合70%	コミュニティ・スクールの推進				1,399	○生涯学習課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
			学校運営協議会を設置する公立学校の割合 40.9%	学校運営協議会を設置する公立学校の割合 50%	学校運営協議会を設置する公立学校の割合 60%	学校運営協議会を設置する公立学校の割合 70%		
21	地域学校協働活動推進員の配置の促進(小・中学校) 学校支援ボランティア等との連絡調整や地域住民等と学校との情報共有を担う地域学校協働活動推進員の配置を促進する。	地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合70%	地域学校協働活動推進員の配置の促進				645	生涯学習課
			地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 49.7%	地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 50%	地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 60%	地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働をコーディネートしている小中学校の割合 70%		
22	学校の働き方改革の推進に向け、保護者や地域等の理解を促進(全校種) 働き方改革における学校の取組について、保護者や地域の方々の協力を得ながら推進できるよう、理解を促進するための取組を実施する。	学校の働き方改革の取組について、保護者や地域等の理解を促進	保護者や地域等への理解の促進				-	○教職員課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
			・働き方改革の取組について保護者等への広報の実施(教育しが2月号)	・長時間労働是正のための周知、啓発や気運の醸成	・長時間労働是正のための周知、啓発や気運の醸成	・長時間労働是正のための周知、啓発や気運の醸成		

※年次計画の欄の令和元年度までは実績見込み

※予算額の欄は、令和2年度当初予算案

柱5 教職員の健康づくりと勤務時間管理

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
23	勤務時間管理の徹底(県立学校) 統合型校務支援システムを活用した客観的な勤務時間管理を行うことで、管理職の集計作業にかかる負担軽減と長時間労働の未然防止を図る。	自己申告方式と客観的な記録(パソコン使用記録)の併用による適切な勤務時間管理 (令和4年度以降)統合型校務支援システムの機能を利用した客観的な勤務時間把握	適切な勤務時間管理の徹底				-	教職員課
			自己申告方式と客観的な記録(パソコン使用記録)の併用による適切な時間管理	自己申告方式と客観的な記録(パソコン使用記録)の併用による適切な時間管理	自己申告方式と客観的な記録(パソコン使用記録)の併用による適切な時間管理	統合型校務支援システムを利用した客観的な勤務時間把握		
24	すべての県立学校に留守番電話(メッセージ機能)を設置(県立学校) 保護者や外部からの問合せ等に対応するため時間外勤務をすることのないよう、留守番電話(メッセージ機能)の設置を促進する。	学校の実情に合わせて留守番電話を順次設置	留守番電話の設置				605	○教職員課 高校教育課 特別支援教育課
			60校中31校で設置済(R1.12月)	10校設置	10校設置	全県立学校において留守番電話(メッセージ機能)の設置完了		

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
25	教職員のマネジメント能力の向上に向けた研修の実施(全校種) マネジメントに関する研修(組織マネジメント研修・カリキュラムマネジメント研修等)を実施して働き方改革に伴う対応を周知し、働きやすい職場づくりに向けた積極的な取組を行う。	教職員の「マネジメント能力」育成に係る研修の充実	「マネジメント能力」の育成				-	総合教育センター
			「マネジメント能力」に係る研修の充実 中堅教員等研修にマネジメント力向上研修を設定	「マネジメント能力」に係る研修の充実 ミドルリーダー研修に追加設定	「マネジメント能力」に係る研修の充実	「マネジメント能力」に係る研修の充実		
26	イクボス宣言(全校種) 教職員の仕事と家庭を両立できる職場環境づくりを校長自らが先頭で推進するため、イクボスについての知識を深めるとともに、県立学校長が「イクボス宣言」を行う。また、小中学校長に取組を広げるため市町教育委員会に取組の呼びかけを行う。	校長等の管理監督者の意識向上	イクボス宣言の実施				-	教職員課
			県立校長研修イクボス宣言 ・各市町教委を通じた働きかけ ・各種情報の提供	県立校長研修イクボス宣言 ・各市町教委を通じた働きかけ ・各種情報の提供	県立校長研修イクボス宣言 ・各市町教委を通じた働きかけ ・各種情報の提供	県立校長研修イクボス宣言 ・各市町教委を通じた働きかけ ・各種情報の提供		
27	勤務時間の弾力的運用制度(勤務時間の割振り変更)(全校種) 校務の円滑な運営を図るとともに、教員の健康に配慮して超過勤務の短縮を工夫して進めていくことが容易になるよう、学校における勤務時間の割振り変更の活用を促進する。	勤務時間の割振りを弾力的に行うための制度活用促進	勤務時間の割振り変更対象業務の拡大				-	教職員課
			取組普及	取組普及	取組普及	取組普及		
28	教職員の健康の保持増進(睡眠時間確保・ワーク・ライフ・バランス等)(県立学校) 「健康増進日」を設定することにより、運動や食生活改善のための時間を確保するとともに、睡眠不足による生活リズムの乱れを整え、生活習慣病の健康リスクを抑制することにより、教職員の健康の保持増進を図る。	定期健康診断において睡眠で休養が十分に取れていると回答した教職員の割合を高める (令和3年度以降)肥満者の割合の減少(適正体重の維持)	教職員の健康の保持増進に向けての啓発				-	教職員課 健康福利室
			睡眠で休養が十分に取れていると回答した教職員の割合 52%(県立学校)	「健康増進日」の設定および啓発 睡眠で休養が十分に取れていると回答した教職員の割合 56%	「健康増進日」の設定および啓発 BMI 25.0以上の教職員の割合 男性 35% 女性 17.5%	「健康増進日」の設定および啓発 BMI 25.0以上の教職員の割合 男性 34% 女性 17.0%		
29	学校閉庁日の実施(全校種) 県立学校においては、曜日にかかわらず、毎年8月10日から8月16日、12月28日から翌年1月4日の合計15日間を学校閉庁日とし、年次有給休暇の取得促進を呼びかける。 学校閉庁日の期間中は県教育委員会の会議や研修を実施しないこととする。 市町教育委員会へ同様の取組を呼び掛ける。	年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数 14日	学校閉庁日の実施				-	○教職員課 高校教育課 幼小中教育課 特別支援教育課
			・夏季冬季合計15日間の学校閉庁日を実施 ・年休取得 10.6日	・夏季冬季合計15日間の学校閉庁日を実施 ・年休取得 14日	・夏季冬季合計15日間の学校閉庁日を実施 ・年休取得 14日	・夏季冬季合計15日間の学校閉庁日を実施 ・年休取得 14日		

※年次計画の欄の令和元年度までは実績見込み

※予算額の欄は、令和2年度当初予算案

働き方に対する意識改革

番号	取組概要	取組目標	年次計画				予算額 (千円)	課(局・室)名
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
30	<p>教職員の働き方に対する意識改革 【全校種】</p> <p>学校全体で意識を高め、一丸となって働き方改革に取り組むとともに、教員が自身の働き方を見直し、限られた時間の中で自身の専門性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行うという考えのもと、教職員の意識改革を推進する。</p>	<p>働き方改革に関する意識調査において</p> <p>「退勤時間を意識して業務に取り組んでいる」割合 60%</p> <p>「働き方改革に取り組む中で教育指導が自身の生活に好影響があった」60%</p>	<p>退勤時間を意識して業務に取り組んでいる 33.3%※1</p> <p>働き方改革に取り組む中で教育指導が自身の生活に好影響があった 30.9%※2</p>	2つの指標 各40%	2つの指標 各50%	2つの指標 各60%	-	教職員課

- ※1 教職員を対象としたアンケート調査の設問「働き方改革に取り組むなかで感じていることについて」において「退勤時間を意識して業務に取り組むようになった、または取り組んでいる」を選択した回答の割合
- ※2 教職員を対象としたアンケート調査の設問「働き方改革に取り組むなかで感じていることについて」において「教材研究や授業準備の時間が取れている」、「児童・生徒と向き合うために必要な時間が取れている」、「職場内で協力し合えるようになった」、「精神的にゆとりができた」、「休暇を取りやすくなった」、「生活習慣が改善された」、「趣味や自己研鑽等の時間が増えた」、「家庭や地域で過ごす時間が増えた」のいずれかを選択した回答の割合